

2 文科教第 9 4 号
令和 2 年 4 月 1 7 日

各都道府県教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
専修学校を置く国立大学法人の長 殿
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸

(印影印刷)

専門学校等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して
留意いただきたい事項等について（周知）

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、各専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）における授業の開始等に際して御留意いただきたい事項について、令和 2 年 4 月 7 日付総合教育政策局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が示された場合における専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」をもってお知らせしたところです。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、新型インフルエンザ等対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定が行われました。

今般の対処方針の改定により、これまで緊急事態宣言の対象区域に属する 7 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に、新たに 6 道府県（北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）を加えた地域を「特定警戒都道府県」と総称するとともに、これら特定警戒都道府県以外の県についても、感染拡大の傾向がみられることから、地域の流行を抑制し、特に、大型連休期間中における人の移動を最小化する観点から、全て緊急事態措置を実施すべき区域とされ、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県を「特定都道府県」と称することとされました。

このことを受け、各専門学校等における新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえた臨時休業等の考え方についてお示した令和 2 年 4 月 7 日付総合教育政策局長通知「専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」に所要の追補を行いました。

また、臨時休業の実施等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を講じる場合の留意事項についても、併せてとりまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、令和2年4月7日付総合教育政策局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が示された場合における専門学校等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」については、本件通知をもって廃止します。

記

1. 生徒又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

生徒又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することとなります。

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。
- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の生徒や教職員に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。
- ・ なお、臨時休業の実施の判断に当たっては、遠隔授業の活用を検討していただき、その結果、自宅における遠隔授業の実施が可能である場合には、そもそも、当該授業科目に係る学校の活動については、臨時休業の必要性はないものと判断できる可能性がありますが、当該授業の具体的な実施形態（一部の生徒に対しては、教室における対面授業を行う等）によっては、更に学校内における感染が拡大する可能性もあることから、当該授業も含む臨時休業の実施に係る具体的な判断に当たっては、都道府県等の衛生主管部局と相談していただくようお願いいたします。

2. 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の提言では、地域区分の考え方に関して、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べた上で、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒」地域

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼

¹ 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの

べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要があると考えられます。また、対応の検討にあたっては、専門家会議の提言も踏まえ、地域の感染状況のみならず、生徒や教職員の生活圏でのまん延の状況もみながら判断することが必要です。

(1) 学校運営上の工夫について

専門学校等への通学にあたって、電車や路線バス等の公共交通機関による通学をしている生徒が多い場合には、通学中に生徒に感染が生じたり、生徒から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、公共交通機関による通学をしている生徒が多い専門学校等においては、例えば、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を遅らせることや遠隔授業の活用について検討するなど、生徒の通学を介した感染の拡大防止についても、適切に対応いただきますようお願いいたします。

同様に、公共交通機関による通勤をしている教職員が多い専門学校等においても、在宅勤務や時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。なお、遠隔授業を教員が自宅において実施することは、対面授業に相当する教育効果が認められる場合には、法令上可能であることを申し添えます。

(2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、令和2年3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

3. 感染拡大防止のための適切な注意喚起・情報提供について

感染拡大防止のための適切な注意喚起・情報提供については、令和2年3月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学生等への周知徹底について（依頼）」等でも依頼しているところですが、在籍する生徒等や教職員等に対し、臨時休業を行うか否かに関わらず、夜間も含め、密閉空間、密集場所、密接場所の3つの条件が同時に重なるような場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、適切に注意喚起を行うとともに、新たな海外渡航の自粛、及び、検疫強化対象地域から帰国した場合の14日間の待機要請等について、適切に周知徹底を行うようお願いいたします。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

IV. 提言

1. 地域区分について

(2) 地域区分の考え方について

○「3月19日の提言」における「II 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記(1)の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

①「感染拡大警戒地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(p4脚注参照。爆発的患者急増)と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート(爆発的患者急増)を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²(以下「3つの密」という。)を避けるための取組(行動変容を、より強く徹底していただく必要がある)。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・ 期間を明確にした外出自粛要請、
 - ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
 - ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
 - ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。(下線は文部科学省)

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

II. 状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3.で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7.の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。(下線は文部科学省)

4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が出された場合における臨時休業の考え方について

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)第32条第1項に基づき、緊急事態宣言が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることとなります。

- ・ 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事(対策本部長)は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対して、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができるようになります(特措法第45条第2項)。また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、要請にかかる措置を講ずるよう指示することができます(同条第3項)。
- ・ 新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた市区町村におい

ても対策本部が設置され³、市区町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第36条第6項）。

上記の学校施設の使用制限等の要請があった場合には、学校の設置者は、その内容に応じて適切な措置を講じる必要があります。具体的には、各専門学校等の態様及び実情を踏まえ、生徒が通学しない形で行われる遠隔授業等の活用や、学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」などが考えられます。

（2）学校施設の使用制限等の要請を踏まえて臨時休業等を行う場合の対応について

①遠隔授業の活用等学修機会の確保

学校施設の使用制限等の要請を踏まえ、臨時休業の実施を判断するに当たっては、すべての業務を一律に休業とするのではなく、遠隔授業の活用を検討いただくようお願いいたします（1.オ.参照）。その上で、臨時休業を行う場合には、当該要請の内容にもよりますが、教職員は、基本的には引き続き勤務し、課題等に関する出題や成績評価等の生徒の学修機会を確保するための教育活動を継続していただくこととなります。その際、遠隔授業を実施する場合においては、令和2年4月6日付総合教育政策局長通知「専門学校等における遠隔授業の実施に当たっての生徒の通信環境への配慮等について（通知）」においてお示ししておりますとおり、生徒の通信環境への御配慮もお願いいたします。また、単位認定や卒業及び課程の修了の認定に関しては、上記のような工夫による成績評価や補講・追試の実施等を通じて弾力的に対処するなどにより、生徒の進学・就職等に不利益が生じることの無いよう御配慮ください。併せて、当該要請に係る都道府県の担当部局と十分に相談いただくことに加え、教職員自身の健康に配慮しつつ、在宅勤務や時差出勤等の工夫に努めてください。

②生徒に対する確実な情報提供

休業を行う場合であっても、困難な状況にある生徒に対して、適切に情報提供や支援をお願いします。例えば、経済的に困難な生徒については、奨学金や授業料等減免等の制度の周知や申込についての情報提供、各種手続の柔軟な対応等、就職活動中の生徒については、各校のウェブサイト等に就職活動に関する特設ページを開設するなど、生徒が安心して修学や就職活動を続けられるように、十分配慮をお願いします。

加えて、休業の期間中においても、在籍する生徒や教職員に対して、感染拡大のリスクを高める行動を慎むよう、適切な情報提供及び注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

³ 緊急事態宣言がされたときは、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域であるか否かにかかわらず、市町村対策本部が設置される（特措法第34条第1項）。

(3) 学校施設の使用制限等の要請を受けていないものの、自主的に臨時休業等を行う場合の対応について

学校施設の使用制限等の要請を受けていないものの、自主的に臨時休業等を行う場合については、当該要請を受けた場合に基づく対応を記載した上記4.(2)に準じて対応をお願いします。

5. その他留意事項について

(1) 生徒（留学生を含む）への適切かつ十分な情報提供等について

(適切かつ十分な情報提供)

生徒への適切かつ十分な情報提供については、引き続き丁寧に御対応いただきますようお願いいたします。特に、対面による講義や実験、演習等の通常の授業を開始する時期の延期措置を講じ、それに伴って、遠隔授業の実施等を行う場合、感染防止等のための学生生活の指導を行う場合、授業料等の納付猶予等の措置を講じる場合、生徒の生活に大きな影響を与える学生寮の運営方法の変更を行う場合など、新型コロナウイルス感染症に関連する情報については、外国人留学生や交流協定プログラム等により海外留学中の生徒も含め、必要なすべての生徒にその旨ができる限り迅速かつ確実に行きわたるよう、生徒への情報伝達手段について特に御留意くださいますようお願いいたします。中でも、今年度から新たに入学した生徒や渡日が遅れる外国人留学生については、不安を抱えていることも考えられることから、特に十分な御配慮をいただくようお願いいたします。

情報提供の際には、単に学校内の掲示や専門学校等のウェブサイト等への掲載によるのみならず、生徒が日常的にアクセスする内部のポータル・サイトへの情報の掲載や、生徒へのメールの送付・郵送など、これらを行う場合の発信の多言語化など、確実に生徒一人一人に情報を伝達することができる手段を確保いただくようお願いいたします。また、生徒に伝わりやすい身近な情報伝達手段として、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用についてもご検討ください。

(生徒の修学支援に関する情報提供)

新型コロナウイルス感染症の影響等により、生徒の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設整備費等の学納金の納付が困難となった者等に対しては、各専門学校等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな御配慮をいただくようお願いしているところですが、こうしたことについて引き続き対応いただくとともに、生徒に対し、適切な情報提供をお願いします。

また、高等教育の修学支援新制度及び独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金において、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した生徒については、家計急変後の所得見込みで所得判定を行い、災害時と同様の考え方で、要件を満たす世帯の生徒を支援することや、家計急変に該当しない方についても、現在、4月の在学採用の申

込を、5月下旬まで受け付けているところです（※4月17日時点での締め切り）。

各専門学校等における独自の支援策を含め、こうした生徒への修学支援制度について、支援を必要とする学生や保護者に確実に情報が行き渡るよう、適切に周知をしていただくとともに、柔軟かつきめ細かな対応をいただくようお願いいたします。なお、手続き等については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、柔軟化をしているところであり、更なる柔軟化も予定しています。これらについては、3月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について（周知）」や独立行政法人日本学生支援機構からの事務連絡、及び今後発出する事務連絡もご参照ください。

また、就職活動中の生徒については、各専門学校等のウェブサイト等に就職活動に関する特設ページを開設するなど、生徒が安心して修学や就職活動を続けられるように、引き続きの十分な配慮をお願いします。

こうした事項につき、困難な状況の生徒に対し、引き続き、十分な情報提供とともに、きめ細かな相談への対応をお願いします。

<p><本件担当> 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室専修学校第一係 直通：03-6734-2915</p>
--